

# 相続手続きで不安はございませんか？

▶ 認知症による資産凍結による主なお困りごと

銀行口座から  
お金が下せない

不動産が  
売却できない

2025年には  
高齢者の  
5人に1人が  
認知症に！

資産凍結をしてしまうと、このような、生活に関わる非常に困った事態になりかねません。

これらの問題に前もって対処する方法を家族信託専門士がアドバイスいたします。

認知症は高齢者だけの病気ではありません。  
65歳未満で認知症を発症する場合もあり、  
「若年性認知症」と呼ばれています。

若年性認知症はアルツハイマー病が多く、とくに40代、50代の働き盛りで起こると老年性の認知症よりも早く進行し、症状も重くなる傾向があります。また仕事や子ども、マイホーム、お金の問題など、高齢者の認知症とは違う現役世代ならではの悩みを抱えるため、手厚いサポートが必要になります。



家族信託と成年後見 今の不安、今後の不安…適切な管理で生活を支えることができます

相続手続きのご相談は相続実績豊富な専門士にご相談！

遺言書を書きたい

相続税はかかるの？

何から始めればいい？

生前贈与と相続では  
どっちがお得？

放棄しろと言われた

財産が開示されない

相続不動産で未登記の  
ものがある

前妻の子も権利ある？



私たちに  
お話を聞かせて  
ください！



司法書士法人中央ライズアクロス  
司法書士・行政書士  
元 佑也



司法書士法人中央ライズアクロス  
司法書士・家族信託専門士  
樋渡 寛和



黒岩税理士事務所  
税理士  
黒岩 昇平



土地家屋調査士法人共生ライズアクロス  
土地家屋調査士  
伊集院 俊弘

相談をご希望の方はお電話にて  
事前申し込みをお願い致します。

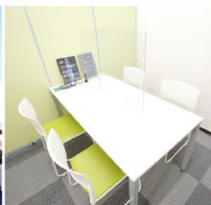
☎ 0120-195-177

## 霧島・始良相続相談センター

[運営] 司法書士法人中央ライズアクロス、行政書士法人中央ライズアクロス  
〒899-5117 霧島市隼人町見次1300番地2 ドラゴンポート88 2階  
<https://www.kirishima-aira-souzokusodan.com/>



霧島市を中心に  
相続・遺言の  
ご相談なら  
私達にお任せ  
ください。



当センターは  
相続相談  
ワンストップ窓口

どこに相談してよいか分からない時は  
当センターにご相談ください。

当センター

トータル  
コーディネーターに  
ご相談ください

司法書士

行政書士

弁護士

土地家屋  
調査士

不動産  
鑑定士

税理士

不動産  
会社

保険会社

社労士

司法書士は司法書士法の範囲内で、税理士は税理士法の範囲内で、土地家屋調査士は土地家屋調査士法の範囲内で相談を行います。